資料１－２

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 2027（令和９）年度～2029（令和11）年度（素案）における変更箇所

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
1	P1	第１章　計画策定について １　計画策定の背景と趣旨	大阪市では、地域で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進しています。 2040(令和22)年には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、ますます生産年齢人口が減少して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれることから、早急な対応が求められています。 このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要です。	2040(令和22)年には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、ますます生産年齢人口が減少して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれることから、早急な対応が求められています。 このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要です。 大阪市では、これまで、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者施策を推進してきましたが、令和６年１月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めたすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる共生社会の実現に向けて、新たに「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進していきます。	文言整理及び認知症施策推進計画策定までの流れを追記。
2	P2	第１章　計画策定について ３　計画の位置づけ	本計画は、老人福祉法第20条の８、介護保険法第117条及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条の規定に基づき、「高齢者保健福祉計画」（法律上は「老人福祉計画」）、「介護保険事業計画」及び「認知症施策推進計画」を一体のものとして策定することで、保健・医療・福祉サービス、介護保険及び認知症施策を総合的に展開することをめざしています。	本計画は、老人福祉法第20条の８及び介護保険法第117条並びに共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条の規定に基づき、「高齢者保健福祉計画」（法律上は「老人福祉計画」）、「介護保険事業計画」及び「認知症施策推進計画」を一体のものとして策定することで、保健・医療・福祉サービス、介護保険及び認知症施策を総合的に展開することをめざしています。	文言整理
3	P7	第１章　計画策定について ５　国や大阪市における取組の経過 （２）大阪市の取組の経過	2018（平成30）年～2020（令和２）年 第７期 高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性の確保や、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた様々な取組を推進。 【重点的な課題と取組】 ・高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実 ・認知症の人への支援と高齢者の権利擁護施策の推進 ・介護予防の充実、市民による自主的活動への支援 ・地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実 ・高齢者の多様な住まい方の支援	2018（平成30）年～2020（令和２）年 第７期 高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性の確保や、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた様々な取組を推進。 【重点的な課題と取組】 ・高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実 ・認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進 ・介護予防の充実、市民による自主的活動への支援 ・地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実 ・高齢者の多様な住まい方の支援	文言整理
4	P9	第２章　大阪市を取り巻く状況 １　人口構造 （１）人口の推移と推計 図表　人口の推移（全国・大阪府・大阪市） 図表　総人口の推移・推計（全国・大阪府・大阪市）	更新予定としていた箇所	最新データに更新	－
5	P10	第２章　大阪市を取り巻く状況 １　人口構造 （１）人口の推移と推計 図表　大阪市・年齢３区分別人口の推移と推計 図表　大阪市の将来推計人口（高齢者）	更新予定としていた箇所	最新データに更新	－

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
6	P11	第２章　大阪市を取り巻く状況 ２　世帯構成 （１）65歳以上世帯員のいる世帯の状況	65歳以上世帯員のいる一般世帯を家族類型ごとにみると、単独世帯は大幅な増加傾向で推移しています。2020(令和２)年の単独世帯は213,260世帯となってり、2005(平成17)年から伸びをみると約1.5倍の増加となっています。	65歳以上世帯員のいる一般世帯を家族類型ごとにみると、単独世帯は大幅な増加傾向で推移しています。2025(令和７)年の単独世帯は257,512世帯となってり、2010(平成22)年から伸びをみると約1.5倍の増加となっています。	時点更新
7	P11	第２章　大阪市を取り巻く状況 ２　世帯構成 （１）65歳以上世帯員のいる世帯の状況 図表　世帯の家族類型別65歳以上親族のいる一般世帯数の推移	更新予定としていた箇所	最新データに更新	ー
8	P11	第２章　大阪市を取り巻く状況 ２　世帯構成 （１）65歳以上世帯員のいる世帯の状況	大阪市の65歳以上世帯員のいる一般世帯の状況をみると、単独世帯の割合が上昇傾向で推移しており、2020(令和２)年に45.0%となっています。単独世帯の割合は全国平均や他都市に比べて非常に高くなっています。	大阪市の65歳以上世帯員のいる一般世帯の状況をみると、単独世帯の割合が上昇傾向で推移しており、2025(令和７)年に51.8%となっています。単独世帯の割合は全国平均や他都市に比べて非常に高くなっています。	時点更新
9	P11 ・ P12	第２章　大阪市を取り巻く状況 ２　世帯構成 （１）65歳以上世帯員のいる世帯の状況 図表　65歳以上の世帯状況の推移 図表　65歳以上の世帯状況（2025(令和7)年）【都市比較】	更新予定としていた箇所	最新データに更新	ー
10	P12	第２章　大阪市を取り巻く状況 ２　世帯構成 （１）65歳以上世帯員のいる世帯の状況	ー	※国勢調査人口基本集計に関して この計画に記載の出典を国勢調査として掲載している事項のうち次に該当する事項の令和２年の数値及び令和７年の数値については、結果利用者の利便性向上を図るため、総務省が主な項目の集計結果（原数値）に含まれる「不詳」を補完し、算出した不詳補完値を用いています。 ・年齢別人口 ・世帯の家族類型別一般世帯数 詳細については、次の「利用上の注意（令和7年　国勢調査人口等基本集計）」をご参照ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000675/675141/riyoujounotyuui.pdf	「不詳補完値」を用いている項目がある旨追記。
11	P13	第２章　大阪市を取り巻く状況 ３　第１号被保険者（65歳以上高齢者）の状況 （１）第１号被保険者の推移と推計	図表　第１号被保険者の推移と推計	図表　第１号被保険者の推移と推計 9月時点修正	最新データに基づき図表を更新。
12	P14	第２章　大阪市を取り巻く状況 ３　第１号被保険者（65歳以上高齢者）の状況 （２）要介護認定者の推移と推計 ・介護度別・要介護（要支援）認定者数の推移（大阪市）	図表　要介護（要支援）認定者数の推計	図表　要介護（要支援）認定者数の推計 9月時点修正	最新データに基づき図表を更新。

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
13	P17	第２章　大阪市を取り巻く状況 ２　世帯構成 （２）高齢者人口の将来推計 図表　将来人口推計（2030(令和12)年） 図表　将来人口推計（2040(令和22)年）	更新予定としていた箇所	最新データに更新	ー
14	P21	第２章　大阪市を取り巻く状況 ５　第９期計画の基本方針・重点的な課題に関連する主な取組及び課題 （１）地域包括ケアシステムの推進体制の充実 ④複合的な課題を抱えた人や世帯への支援体制の充実	ー	項目追加	複合的な課題を抱える世帯への支援は、本来既存施策にて実施されており、総合的な相談支援体制の充実事業はそれをフォローする役割であるため、既存施策である生活困窮者自立支援事業の内容を追加。
15	P40	第４章　計画の基本的な考え方 １　高齢者施策推進の基本的な考え方・基本方針 （１）基本的な考え方 図表　地域包括ケアシステムの姿	更新予定としていた箇所	最新データに更新	ー
16	P42	第４章　計画の基本的な考え方 １　高齢者施策推進の基本的な考え方・基本方針 （３）施策の体系 【個別の施策】	・在宅医療・介護連携の推進 ・地域包括支援センターの機能強化 ・地域における見守り施策の推進 （孤立化防止を含めた取組） ・複合的な課題を抱えた人や世帯への支援体制の充実 ・ひとり暮らし高齢者への支援（再掲） ・権利擁護施策の推進	・在宅医療・介護連携の推進 ・地域包括支援センターの機能強化 ・地域における見守り施策の推進 （孤立化防止を含めた取組） ・複合的な課題を抱えた人や世帯への支援体制の充実 ・ひとり暮らし高齢者への支援 ・権利擁護施策の推進	文言整理
17	P45	第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実	2020(令和２)年国勢調査によると、大阪市における65歳以上の高齢者のいる一般世帯47万3,892世帯のうち、単独世帯の占める割合は45.0%となっており、2010(平成22)年の国勢調査と比較すると、3.9ポイント上昇しています。	2025(令和７)年国勢調査によると、大阪市における65歳以上の高齢者のいる一般世帯496,870世帯のうち、単独世帯の占める割合は51.8%となっており、2015(平成27)年の国勢調査と比較すると、4.1ポイント上昇しています。	時点更新
18	P46	第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （１）在宅医療・介護連携の推進	高齢者実態調査（本人調査）によると、介護が必要となった場合の希望する暮らし方として、57.5%の方が自宅で過ごしたいと答えています。また、人生の最終段階に過ごしたい場所として、39.1%が自宅で最期を迎えたいと答えています。 一方、人口動態統計によると、大阪市では自宅で死亡した人は22.0%（令和６年）であり、本人の意向とは異なる状況で最期を迎えている方が多くいます。	高齢者実態調査（本人調査）によると、介護が必要となった場合の希望する暮らし方として、57.5%の方が自宅で過ごしたいと答えています。また、人生の最終段階に過ごしたい場所として、39.1%が自宅で最期を迎えたいと答えています。 一方、人口動態統計によると、大阪市では自宅で死亡した人は21.2%（令和７年）であり、本人の意向とは異なる状況で最期を迎えている方が多くいます。	最新データに修正
19	P47	第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （１）在宅医療・介護連携の推進 現状と課題 図表　死亡の場所	「人口動態調査」2024(令和6）年　厚生労働省	「人口動態調査」2025(令和７）年　厚生労働省	最新データに修正
20	P49	第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （１）在宅医療・介護連携の推進 具体的取組 ・対応策の実施	医療・介護関係者のその他の支援 ●在宅医療と介護が切れ目なく提供できるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症への対応、感染症等の非常時の「各場面」における多職種による連携体制の構築を進めていきます。	医療・介護関係者のその他の支援 ●在宅医療と介護が切れ目なく提供できるよう、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り、認知症への対応、感染症等の非常時の「各場面」における多職種による連携体制の構築を進めていきます。	文言整理

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
21	P50	第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （２）地域包括支援センターの機能強化 現状と課題	大阪市では、よりきめ細かなニーズ把握とそれに対応する高齢者支援のネットワークを構築できるよう、高齢者人口概ね１万人に対し１か所の地域包括支援センターを設置することとしており、68か所の地域包括支援センターと、63か所の身近な総合相談窓口（ブランチ）が地域にお住まいの高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じます。（令和９年４月時点）	大阪市では、よりきめ細かなニーズ把握とそれに対応する高齢者支援のネットワークを構築できるよう、高齢者人口概ね１万人に対し１か所の地域包括支援センターを設置することとしており、68か所の地域包括支援センターと、61か所の身近な総合相談窓口（ブランチ）が地域にお住まいの高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じます。（令和９年４月時点）	最新データに修正
22	P52	第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （２）地域包括支援センターの機能強化 施策の方向	さらに、地域包括支援センターの事業に係る評価の結果から明らかになった課題や地域包括支援センターに求められている役割、ニーズに応じた研修を開催し、職員の質の向上に努めます。	これらの取組に加え、地域包括支援センターの事業に係る評価の結果から明らかになった課題や地域包括支援センターに求められている役割、ニーズに応じた研修を開催し、職員の質の向上に努めます。	文言整理
23	P58	第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （４）複合的な課題を抱えた人や世帯への支援体制の充実 現状と課題	高齢者を取り巻く福祉課題は複雑化・多様化・深刻化し、本人に対する支援の相談だけでなく、いわゆる8050問題やヤングケアラーをはじめとしたケアラーを取り巻く課題（老老介護、ダブルケアなど）、失業や障がいなど、家族が問題を抱えている場合も多く、居住の問題、経済的な問題などを一体的に支援することが求められています。そのため、高齢者の支援機関だけでなく、各施策分野の関係機関がそれぞれの強みを活かし、連携することにより、相談支援機能の充実に取り組む必要があります。	高齢者を取り巻く福祉課題は複雑化・多様化・深刻化し、本人に対する支援の相談だけでなく、いわゆる8050問題やヤングケアラーをはじめとしたケアラーを取り巻く課題（老老介護、ダブルケアなど）、失業や障がいなど、家族が問題を抱えている場合も多く、居住の問題、経済的な問題などを一体的に支援することが求められています。こうした複合的な課題を抱えた世帯を支援するため、高齢者施策では地域ケア会議等を活用し、課題の解決を図ってきましたが、既存の仕組みでは解決が困難な事例も見られており、高齢者の支援機関だけでなく、各施策分野の関係機関がそれぞれの強みを活かし、連携することにより、相談支援機能の充実に取り組む必要があります。	文言整理
24	P59	第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （４）複合的な課題を抱えた人や世帯への支援体制の充実 具体的取組	総合的な相談支援体制の充実事業 生活困窮者自立支援事業 地域包括支援センター（再掲） 総合相談窓口（ブランチ）（再掲）	地域包括支援センター（再掲） 総合相談窓口（ブランチ）（再掲） 生活困窮者自立支援事業 総合的な相談支援体制の充実事業	総合的な相談支援体制の充実事業は、既存の仕組みでは解決できない事案を取り扱うものであり、既存施策の後ろに位置するものであるため、並び替え。
25	P60	第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （５）ひとり暮らし高齢者への支援	2020(令和２)年の国勢調査によると、大阪市におけるひとり暮らし高齢者世帯数は213,260世帯であり、高齢者のいる一般世帯数（473,892世帯）に占める割合は約45.0%となっています。	2025(令和７)年の国勢調査によると、大阪市におけるひとり暮らし高齢者世帯数は257,512世帯であり、高齢者のいる一般世帯数（496,870世帯）に占める割合は約51.8%となっています。	時点更新
26	P66	第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （６）権利擁護施策の推進 現状と課題	高齢者対する虐待は、高齢者の心身に深い傷を負わせる重大な権利侵害です。大阪市では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」を踏まえ、保健福祉センター及び地域包括支援センター（総合相談窓口（ブランチ）を含む。以下同じ。）を養護者（介護している家族等）による高齢者虐待の通報等窓口と位置づけ、専門職を配置して高齢者虐待への迅速かつ適切な対応と養護者への支援に努めています。	ア　高齢者虐待防止の推進 高齢者に対する虐待は、高齢者の心身に深い傷を負わせる重大な権利侵害です。大阪市では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」を踏まえ、保健福祉センター及び地域包括支援センター（総合相談窓口（ブランチ）を含む。「（６）権利擁護施策の推進」において同じ。）を養護者（介護している家族等）による高齢者虐待の通報等窓口と位置づけ、専門職を配置して高齢者虐待への迅速かつ適切な対応と養護者への支援に努めています。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 施策の方向と同様に見出しの追記。 文言整理

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
27	P68	第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （６）権利擁護施策の推進 現状と課題	成年後見制度については、国において、2016(平成28)年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、個人としての尊厳を重んじ、意思決定支援や意思の尊重、身上保護が適切に行われることを重視するなどの基本理念が掲げられ、2022（令和４）年３月に策定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、引き続き「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を推進していくこととされました。 大阪市では、国の基本計画における市町村計画を「大阪市地域福祉基本計画」と一体的に策定するとともに、2018(平成30)年度に「大阪市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会（以下、「協議会」という。）」を設置するなど、幅広い連携体制の構築を進めています。 また、保健福祉センターや地域包括支援センター等の相談支援機関では、相談支援を通じて権利擁護支援を必要とする人を発見し、本人を中心とする、家族や関係者による「チーム」を形成し、日常的な見守りを通じて本人の意思や状況を継続的に把握したうえで適切な対応を行うとともに、必要に応じて成年後見制度の利用支援等を実施しています。 成年後見制度については、高齢化の進展や単身高齢者世帯の増加等の社会情勢の変化を踏まえ、より利用しやすい制度とする観点から、法定後見について必要性を開始の要件とし、開始時の必要性がなくなれば終了できる等、制度の見直しが進められています。こうした国の制度改正の動向を注視しつつ、更なる権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めていく必要があります。	イ　成年後見制度等の利用促進 成年後見制度については、国において、2016（平成28）年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、個人としての尊厳を重んじ、意思決定支援や意思の尊重、身上保護が適切に行われることを重視するなどの基本理念が掲げられました。さらに、2022（令和４）年３月に策定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、引き続き「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を推進していくこととされました。 大阪市では、国の基本計画における市町村計画を「大阪市地域福祉基本計画」と一体的に策定するとともに、2018（平成30）年度に「大阪市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会（以下「協議会」という。）」を設置するなど、幅広い連携体制の構築を進めています。 また、保健福祉センターや地域包括支援センター等の相談支援機関では、相談支援を通じて権利擁護支援を必要とする人を発見し、本人を中心とする家族や関係者による「チーム」を形成し、日常的な見守りを通じて本人の意思や状況を継続的に把握したうえで適切な対応を行うとともに、必要に応じて成年後見制度の利用支援等を実施しています。 権利擁護支援を進めるうえでは、成年後見制度の利用の有無にかかわらず、本人の意思を尊重し、支援の選択肢や結果を分かりやすく伝えるとともに、本人が意思を表明しやすい環境づくりを行うことが重要です。一方で、判断能力が低下しているなど、意思形成や意思表明に配慮を要する人では、意思の把握が難しいケース等もあることから、関係者間での情報共有や支援方針の調整を適切に行う必要があります。 成年後見制度については、高齢化の進展や単身高齢者世帯の増加等の社会情勢の変化を踏まえ、より利用しやすい制度とする観点から制度の見直しが図られました。法定後見について必要性を開始の要件とし、開始時の必要性がなくなれば終了できる仕組みとするなど、本人の意思決定を尊重しつつ、必要以上の権利制限が生じないようにする方向性が示されています。また、成年後見制度を含む地域における権利擁護支援の適切な利用を推進するため、その支援の中核を担う機関の設置が法定化されました。 こうした制度改正の施行を見据え、国から今後示される具体の運用等の動向に注視しつつ、更なる権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めていく必要があります。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 成年後見制度の利用促進に関する取組の中で、判断能力が低下している方への意思決定支援の必要性に触れ、各施策と一体的に推進するため修正。 施策の方向と同様に見出し及び中核機関の法定化について追記。
28	P69	第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （６）権利擁護施策の推進 施策の方向	ア　高齢者虐待防止の取組の充実	ア　高齢者虐待防止の推進	文言整理

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
29	P70	第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （６）権利擁護施策の推進 施策の方向	イ　成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進 成年後見制度の利用促進に向けて、大阪市成年後見支援センターを中核機関として位置付けたうえで、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の設置・運営、地域連携ネットワークの構築に引き続き取り組みます。 また、判断能力が十分ではない方が、身近な地域でその人らしい暮らしを安心して続けられるよう、引き続き、保健福祉センターや地域包括支援センター等において、本人を中心とした家族、福祉・医療、地域等の関係者によるチームを適切に形成します。あわせて、関係者間での情報共有及び支援方針の検討を踏まえ、地域における各種事業の利用調整等を行い、チームによる適切な支援が実施されるよう取り組みます。さらに、「協議会」は、困難事例への助言等を通じて、チームを支援します。 大阪市成年後見支援センターでは、専門職団体等の関係機関と連携し、制度利用に関する広報・啓発、相談支援機関の後方支援、親族後見人の活動支援等を通じて、権利擁護支援の取組を推進します。あわせて、今後、権利擁護支援を必要とする方の増加に対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援を強化します。 あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）は、認知症等により判断能力が十分ではない方が身近な地域で安心して生活できるよう、本人との契約に基づき、各区の社会福祉協議会において福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理支援を行う事業です。契約期間中に判断能力の低下が進み、成年後見制度の利用が必要となった場合には、円滑に制度へ移行できるよう支援するとともに、今後新たにあんしんさぽーと事業の利用を必要とする方が待機することなく、順次利用・契約できるよう、引き続き取り組みます。	イ　成年後見制度等の利用促進 成年後見制度の利用促進に向けて、大阪市成年後見支援センターを中核機関として位置付けたうえで、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の設置・運営を行い、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に引き続き取り組みます。 また、判断能力が十分ではない方が、身近な地域でその人らしい暮らしを安心して続けられるよう、引き続き、保健福祉センターや地域包括支援センター等において、本人を中心とした家族、福祉・医療、地域等の関係者によるチームを適切に形成します。あわせて、本人の意思を尊重した支援を基本とし、本人の意思の把握が難しい場合でも、これまでの生活歴や価値観、本人の反応等の情報を関係者間で共有し、本人の意思を可能な限り推定しつつ、本人の権利利益の擁護の観点も踏まえ、支援方針の検討や地域における各種事業の利用調整等を行い、チームによる適切な支援が実施されるよう取り組みます。 さらに、「協議会」は、困難事例への助言等を通じて、チームを支援します。 大阪市成年後見支援センターでは、専門職団体等の関係機関と連携し、制度利用に関する広報・啓発、相談支援機関の後方支援、親族後見人の活動支援等を通じて、権利擁護支援の取組を推進します。あわせて、今後、権利擁護支援を必要とする方の増加に対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援を強化するとともに、市民後見人がより一層活躍できるよう、活動の場の拡大に向けた検討を進めます。 あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）は、認知症等により判断能力が十分ではない方が身近な地域で安心して生活できるよう、本人との契約に基づき、各区の社会福祉協議会において福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理支援を行う事業です。契約期間中に判断能力の低下が進み、成年後見制度の利用が必要となった場合には、円滑に制度へ移行できるよう支援するとともに、今後新たにあんしんさぽーと事業の利用を必要とする方が利用開始までの期間が過度に長期化することなく、順次利用・契約できるよう、引き続き取り組みます。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 成年後見制度の利用促進に関する取組の中で、判断能力が低下している方への意思決定支援の必要性に触れ、各施策と一体的に推進するため修正。
30	P71	第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （６）権利擁護施策の推進 具体的取組	ア　高齢者虐待防止の取組の充実	ア　高齢者虐待防止の推進	文言整理

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
31	P72	第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （６）権利擁護施策の推進 具体的取組	イ　成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進	イ　成年後見制度等の利用促進	文言整理
32	P78	第５章　高齢者施策の展開 ３　介護予防・健康づくりの充実・推進 （１）介護予防・重度化防止の推進 具体的取組 ・介護予防ポイント事業	●受入施設等の増加や、受入施設等と活動登録者のマッチングを図ることで、新規活動者数を増加させるとともに活動登録者のやりがいを高め、高齢者の外出機会及び社会参加の促進を図ります。	●受入施設の増加や、登録者と施設のマッチングを図るための取組を進め、活動維持のモチベーション向上や新規活動者の増加を図ります。	保健福祉部会における委員意見を踏まえ修正。
33	P90	第５章　高齢者施策の展開 ３　介護予防・健康づくりの充実・推進 （４）高齢者の社会参加と生きがいづくり 具体的取組 ・生涯学習インストラクターバンク事業	2023（令和５）年度　386人 2024（令和６）年度　387人 2025（令和７）年度　361人	2023（令和５）年度　409人 2024（令和６）年度　387人 2025（令和７）年度　361人	データ誤りによる修正
34	P93	第５章　高齢者施策の展開 ３　介護予防・健康づくりの充実・推進 （４）高齢者の社会参加と生きがいづくり 具体的取組 ・生涯学習ルーム事業	受講者数 2023（令和５）年度　238,105人 2024（令和６）年度　257,154人 2025（令和７）年度　248,280人	受講者数 2023（令和５）年度　238,568人 2024（令和６）年度　257,154人 2025（令和７）年度　248,280人	データ誤りによる修正
35	P104	第５章　高齢者施策の展開 ４　地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実 （２）生活支援体制の基盤整備の推進 具体的取組 ・住民主体の通いの場の充実	－	※参加者の割合は、厚生労働省の算定方法に基づく会場別の実参加者数の合計によるものです。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 注釈として、「※参加者の割合は、厚生労働省の算定方法に基づく会場別の実参加者数の合計によるものです。」を追記。
36	P105	第５章　高齢者施策の展開 ４　地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実 （３）介護給付費等対象サービスの充実 現状と課題	なお、2027（令和９）年４月より、夜間対応型訪問介護については、国施策により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に統合されます。	なお、2027（令和９）年４月より、夜間対応型訪問介護については、国施策により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に統合されます。大阪市において、経過措置を活用しつつ、夜間対応型訪問介護から定期巡回・随時対応型訪問介護看護への円滑な移行のための対応を行うことが重要です。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 大阪市において、夜間対応型訪問介護から定期巡回・随時対応型訪問介護看護への円滑な移行のための対応が重要である旨を追記。

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
37	P121	第５章　高齢者施策の展開 ４　地域包括ケアシステムの深化・推進に向けサービスの充実 （５）福祉・介護人材の確保及び育成 現状と課題	高齢化が進展する一方、福祉・介護の担い手となる生産年齢人口は減少しており、大阪市においても介護サービス等を担う人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。高齢者実態調査（施設調査）によると、福祉人材について、「確保できていない」割合は減少（24.2%→19.6%）していますが、依然として全体の約５分の１の施設では人材確保ができていない状況が伺えます。また、人材の確保・育成において、施設では、職員の負担軽減、介護の職場のイメージアップ、職員の資質の向上が求められています。	高齢化が進展する一方、福祉・介護の担い手となる生産年齢人口は減少しており、大阪市においても介護サービス等を担う人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。高齢者実態調査（施設調査）によると、福祉人材について、「確保できていない」割合は19.6%ですが、「確保できているが、負担感が大きい」が38.6%、「確保できているが負担感が多少ある」が28.6%と回答するなど、９割近くの施設が人材確保に対する課題を抱えている状況が伺えます。また、人材の確保・定着・育成の観点では、職員の負担軽減、介護の職場のイメージアップ、職員の資質の向上が、施設で求められているものの上位を占めています。	介護保険部会における委員意見を踏まえ修正。 確保できていない現状を記載すべきところ、人材不足が解消したと誤認させる表現となっているため、記載内容を修正。
38	P123	第５章　高齢者施策の展開 ４　地域包括ケアシステムの深化・推進に向けサービスの充実 （５）福祉・介護人材の確保及び育成 現状と課題	2026（令和8）年の社会福祉法等の改正において、地域の実情等の情報を収集し、共有・分析することで課題を認識し、課題解決に取り組むための機能として、都道府県が設置主体となり、介護人材確保に関するプラットフォームや生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置することとなっていることから、大阪府と連携して取り組む必要があります。	また、2026（令和8）年の社会福祉法等の改正により、地域の実情等の情報を収集・共有・分析し課題把握と解決に取り組む機能として、都道府県が設置主体となり、介護人材確保に関するプラットフォームや、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置することとなっています。大阪府が設置する介護人材確保に関するプラットフォーム等に参画し、関係機関等と連携を図り、必要な人材の確保に向けた取組も重要となってきます。	文言整理
39	P130	第５章　高齢者施策の展開 ４　地域包括ケアシステムの深化・推進に向けサービスの充実 （7）情報が届きにくい高齢者等への情報発信 施策の方向 イ　外国籍の高齢者などに対する情報提供 図表 大阪市の人口及び外国人人口 大阪市の第1号被保険者数及び外国人被保険者数	ー	新たに追加	介護保険部会における委員意見を踏まえ追加。
40	P130	第５章　高齢者施策の展開 ４　地域包括ケアシステムの深化・推進に向けサービスの充実 （7）情報が届きにくい高齢者等への情報発信 施策の方向 イ　外国籍の高齢者などに対する情報提供	外国籍の高齢者など（※）が、保健・福祉サービスの利用に必要な情報を、利用しやすい方法で入手できるよう、効果的な情報提供に努めます。 ※「外国籍の高齢者など」は、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなどを含んでいます。	令和7年国勢調査等の結果によると、大阪市の総人口に占める外国人人口の割合は近年急速に増加していますが、第1号被保険者の数についてはやや増加しています。 外国籍の高齢者など（※）が、保健・福祉サービスの利用に必要な情報を、利用しやすい方法で入手できるよう、効果的な情報提供に努めます。 ※「外国籍の高齢者など」は、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなどを含んでいます。	介護保険部会における委員意見を踏まえ追加。
41	P135	第５章　高齢者施策の展開 ５　高齢者の太陽な住まい方と支援 （１）多様な住まい方の支援 施策の方向 図表　多様な居住形態・サービス	②市営住宅 高齢者住宅、高齢者特別設計住宅 高齢者ケア付住宅	②市営住宅 高齢者住宅、高齢者特別設計住宅 高齢者見守り付住宅	文言整理

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
42	P138	第５章　高齢者施策の展開 ５　高齢者の太陽な住まい方と支援 （１）多様な住まい方の支援 具体的取組 ・既存市営住宅のバリアフリー化	●浴室の設置にあわせて床段差の解消や手すりの設置等を行うとともに、中層住宅に対してエレベーターを設置しています。また、団地内の共用施設、屋外施設についても、スロープの設置などバリアフリー化を図ります。	●エレベーターのない中層住宅のうち、長期活用が見込まれる住宅を対象にエレベーターを設置します。	大阪市営住宅ストック総合活用計画（R8～R17）において、既存住宅に対するバリアフリー化については、エレベーター設置のみとなったため。
43	P140	第５章　高齢者施策の展開 ５　高齢者の多様な住まい方と支援 （２）居住の安定に向けた支援 具体的取組 イ民間住宅における高齢化への対応 ・サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム	●高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯等が安心して暮らせる住まいの確保を目的とした「サービス付き高齢者向け住宅」及び「住宅型有料老人ホーム」において、介護サービスが適切に提供されるとともに、入居者が安心して生活できるよう、関係部局が連携して、事前審査、登録の届出、定例報告、自主点検、立入検査の実施等、引き続き事業者への指導に取り組みます。 ●サービス付き高齢者向け住宅については、入居者への適正な生活相談・安否確認等のサービスの提供など登録後も継続してハード・ソフトの登録基準に適合し、適切な管理・運営が行われるよう、事業者等への指導を行います。 ●また、サービス付き高齢者向け住宅の登録された情報について、市民が迅速かつ的確に入手できるよう、登録窓口や大阪市住まい情報センターで登録簿を閲覧可能としているだけでなく、ホームページでも公表するなど広く情報提供に努めます。 ●さらに、住宅型有料老人ホームの情報について、引き続き、ホームページで公表していきます。	●高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯等が安心して暮らせる住まいの確保を目的とした「サービス付き高齢者向け住宅」及び「住宅型有料老人ホーム」において、介護サービスが適切に提供されるとともに、入居者が安心して生活できるよう、関係部局が連携して、事前審査、登録の届出、定例報告、自主点検、立入検査の実施等、引き続き事業者への指導に取り組みます。 ●サービス付き高齢者向け住宅については、入居者への適正な生活相談・安否確認等のサービスの提供など登録後も継続してハード・ソフトの登録基準に適合し、適切な管理・運営が行われるよう、事業者等への指導を行います。 ●また、サービス付き高齢者向け住宅の登録された情報について、市民が迅速かつ的確に入手できるよう、登録窓口や大阪市住まい情報センターで登録簿を閲覧可能としているだけでなく、ホームページでも公表するなど広く情報提供に努めます。 ●有料老人ホームについては、老人福祉法等の改正により、中重度の要介護者等が入居する場合は「登録有料老人ホーム」としての登録が義務化されましたので、対象となる有料老人ホームが円滑に登録できるよう取り組みます。 ●加えて、住宅型有料老人ホームの情報について、引き続き、ホームページで公表していきます。	令和８年６月公布の老人福祉法等改正について追記。
44	P143	第５章　高齢者施策の展開 ５　高齢者の太陽な住まい方と支援 （３）施設・居住系サービスの推進 現状と課題 図表　特別養護老人ホーム等の整備の推移	更新予定としていた箇所	最新データに更新	－
45	P144	第５章　高齢者施策の展開 ５　高齢者の太陽な住まい方と支援 （３）施設・居住系サービスの推進 施策の方向	ア　特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 　特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む。以下同じ。）には、身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時の介護を必要とし、居宅での介護を受けることが困難な高齢者が入所し、生活全般に関わるサービスを受ける施設です。	ア　特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 　特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む。）には、身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時の介護を必要とし、居宅での介護を受けることが困難な高齢者が入所し、生活全般に関わるサービスを受ける施設です。	文言整理
46	P146 ～ P147	第５章　高齢者施策の展開 ５　高齢者の太陽な住まい方と支援 （３）施設・居住系サービスの推進 具体的取組 ・特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護） ・特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む有料老人ホームなど）	作成中としていた箇所	新たに整備目標を作成し、記載	－

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
47	P162	第６章　認知症施策の推進 １　大阪市認知症施策推進計画の策定 （５）施策の経過	市立弘済院が担ってきた専門的医療機能や、蓄積された認知症ケアに関するノウハウ等は、本市にとって貴重な財産（レガシー）であり、これを継承・発展させるため、大阪健康長寿医科学センター（略称：大阪長寿）を2027（令和９）年５月に開設します。 今後、認知症基本法が示す基本理念に基づき、「新しい認知症観」に立って、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人とその家族等と共に、認知症施策を推進していきます。	市立弘済院が担ってきた専門的医療機能や、蓄積された認知症ケアに関するノウハウ等は、本市にとって貴重な財産（レガシー）であり、これを継承・発展させるため、大阪健康長寿医科学センター（略称：大阪長寿）を2027（令和９）年５月に開設します。	第６章認知症施策の推進　１大阪市認知症施策推進計画の策定（１）計画策定の背景と趣旨の記載内容と重複していたため、整理を図る観点から、削除。
48	P163	第６章　認知症施策の推進 １　大阪市認知症施策推進計画の策定 （５）施策の経過 コラム　認知症の人をささえるまち大阪宣言	コラム　認知症の人をささえるまち大阪宣言 大阪市では、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点から認知症の人やその家族が自らの言葉でそのメッセージを語る姿等を発信するとともに、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を進めるため、2018（平成30）年２月13日に、「認知症の人やその家族が自らの言葉で語る会議」を開催しました。この会議には、当時の大阪市長も出席し、認知症の人やその家族、専門職、行政担当者等で、認知症施策についての意見交換を行いました。 そして、会議終了後、大阪市長により、認知症の人が大阪のまちで安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざし、あらゆる世代や立場の人が協力して、認知症の人にやさしいまちづくりに取り組んでいくことが宣言されました。	コラム　「認知症の人をささえるまち大阪宣言」 大阪市では、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点から認知症の人やその家族が自らの言葉でそのメッセージを語る姿等を発信するとともに、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を進めるため、2018（平成30）年２月13日に、「認知症の人やその家族が自らの言葉で語る会議」を開催しました。この会議には、当時の大阪市長も出席し、認知症の人やその家族、専門職、行政担当者等で、認知症施策についての意見交換を行いました。 そして、会議終了後、大阪市長により、認知症の人が大阪のまちで安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざし、あらゆる世代や立場の人が協力して、認知症の人にやさしいまちづくりに取り組んでいくことが宣言されました。 その後、2024（令和６）年１月に認知症基本法が施行され、今日では認知症の人を単に「支える対象」としてではなく、一人の尊厳のある個人として捉え、認知症の人を含めた市民一人一人がその個性と能力を十分発揮し、経験や工夫をいかしながら、共に支え合って生きる共生社会をつくることが求められています。 大阪市では、認知症基本法が示す基本理念のもと、大阪市認知症施策推進計画の策定するため、2025（令和７）年度より、認知症の人とその家族等の声を聴く取組をはじめ、2026（令和８）年度には、大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会認知症施策部会において、認知症の人とその家族等の参画を得て、日々の生活や経験に基づく意見を聴きながら、施策について検討を進めました。 これからは、こうしたプロセスにより策定された認知症施策推進計画に沿って「認知症の人と共に支え合うまち大阪」をめざし、認知症施策を推進します。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 「認知症の人をささえるまち大阪宣言」が宣言された当時の背景及び趣旨を踏まえつつ、現在の認知症基本法が示す考え方を、追記。
49	P168	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （１）認知症の人に関する市民の理解の増進等 現状と課題	大阪市では、認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を普及・啓発するため、リーフレット等の啓発資材を作成し、区役所や相談機関等に配架するとともに、スマートフォン等で利用できる認知症アプリ・ナビの活用や、認知症基本法に定められた「認知症の日（９月21日）」及び「認知症月間（９月）」の機会を捉え、認知症に関する情報発信や普及啓発の取組を行っています。	大阪市では、認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を普及・啓発するため、リーフレット等の啓発資材を作成し、区役所や相談機関等の窓口等に配架するとともに、スマートフォン等で利用できる認知症アプリ・ナビの活用や、認知症基本法に定められた「認知症の日（９月21日）」及び「認知症月間（９月）」の機会を捉え、認知症に関する情報発信や普及啓発の取組を行っています。	文言整理

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
50	P168 ～ P169	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （１）認知症の人に関する市民の理解の増進等 施策の方向	さらに、認知症の人を正しく理解し、地域で支え合う共生社会の基盤を作るため、各区において認知症について知る機会を確保するための講座等を開催するほか、認知症サポーター養成講座について、特にこどもや学生、学校関係者をはじめ、日常生活・社会生活に身近なサービスを提供する職種・職域の従業員等の受講が促進されるよう、関係部局や関係団体と連携しながら、キャラバン・メイトの養成と情報発信を行います。 　これらの取組に際しては、認知症の人に関する正しい理解や、「新しい認知症観」の実感的理解を深められるよう、地域住民が認知症の人と直接交流したり話を聞くことも大切であるため、認知症の人の発信の機会の確保に努めます。	さらに、認知症の人を正しく理解し、地域で支え合う共生社会の基盤を作るため、各区において認知症について知る機会を確保するための講座等を開催するほか、認知症サポーター養成講座について、特にこどもや学生、学校関係者をはじめ、日常生活・社会生活に身近なサービスを提供する職種・職域の従業員等の受講が促進されるよう、関係部局や関係団体と連携しながら、キャラバン・メイトの養成と情報発信を行います。 　なかでも、認知症の診断を受けた人やその家族等にとって、当事者同士が出会い、支え合うピアサポート等は重要であることから、活動の促進につなげるため、その重要性についても広く周知し、市民の理解の増進を図ります。 　これらの取組に際しては、認知症の人に関する正しい理解や、「新しい認知症観」の実感的理解を深められるよう、地域住民が認知症の人と直接交流することや話を聞くことも大切であることから、認知症の人の発信の機会の確保に努めます。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 認知症の人やその家族等のピアサポート活動の場について、その重要性等を普及啓発することが重要であるとの認識から、追記。
51	P169	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （１）認知症の人に関する市民の理解の増進等 具体的取組 ・認知症に関する普及・啓発	認知症に関する普及・啓発 ●認知症に関する相談窓口一覧リーフレットや認知症アプリ・ナビの周知チラシを作成し、区役所や関係機関等に配架すると共に、ホームページで発信する広く認知症の普及啓発に努めます。 ●認知症基本法等を踏まえた分かりやすい啓発資材の作成や幅広い層へのアプローチなど、効果的な普及啓発に取り組みます。 ●各区で実施している普及啓発に係る取組の集約及び効果的な実施手法の水平展開を行います。	認知症に関する普及・啓発 ●認知症に関する相談窓口一覧リーフレットや認知症アプリ・ナビの周知チラシを作成し、区役所や関係機関等に配架すると共に、ホームページで発信する広く認知症の普及啓発に努めます。 ●認知症基本法等を踏まえた分かりやすい啓発資材の作成や幅広い層へのアプローチなど、効果的な普及啓発に取り組みます。 ●各区で実施している普及啓発に係る取組の集約及び効果的な実施手法の水平展開を行います。 ●認知症の人同士が出会えるピアサポート活動の場等について、市民の理解と活動が促進されるよう、情報の把握と発信を行います。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 施策の方向に追記した、認知症の人やその家族等のピアサポート等の重要性等の周知に係る具体的取組を追記。 また、認知症の人同士がで合える場としてのピアサポート活動の場について、市民の理解促進・活動促進が重要であるとの認識から、情報の把握と発信について具体的取組に追記。
52	P169	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （１）認知症の人に関する市民の理解の増進等 具体的取組 ・認知症の人の発信機会の確保	●ちーむオレンジサポーターによる活動や、認知症の日（９月21日）・認知症月間（９月）でのイベント等の機会を捉え、認知症の人の発信の機会の確保に取り組みます。	●ちーむオレンジサポーターによる活動や、認知症の日（９月21日）・認知症月間（９月）でのイベント等の機会を捉え、認知症の人本人による講演等、認知症の人の声が発信される機会の確保に取り組みます。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 認知症の人の発信機会について、より具体的な例示を明記するため補記。

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
53	P171	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （１）認知症の人に関する市民の理解の増進等 コラム　認知症の日・認知症月間	コラム　認知症の日・認知症月間 　1994（平成６）年「国際アルツハイマー病協会」（ADI）は、世界保健機関（WHO）と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」、9月を「世界アルツハイマー月間」と制定し、認知症の啓発等、様々な取組が行われています。 日本では2024（令和６）年１月に、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現をめざし、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、9月21日が「認知症の日」、９月が「認知症月間」と定められました。 　大阪市では、市民の認知症に対する関心と理解を深めるため、毎年９月の認知症の日・認知症月間の機会を捉え、認知症に関する様々な普及啓発の取組を集中的に実施しています。	コラム　認知症の日・認知症月間 　1994（平成６）年9月21日、スコットランドのエジンバラで第10回国際アルツハイマー病協会国際会議が開催されました。 　「国際アルツハイマー病協会」（ADI）は、世界保健機関（WHO）と共同で、毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」、9月を「世界アルツハイマー月間」と制定し、認知症の啓発等、様々な取組が行われています。 日本では、2024（令和６）年１月に、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現をめざし、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、同法により9月21日が「認知症の日」、9月が「認知症月間」と定められました。 　大阪市では、市民の認知症に対する関心と理解を深めるため、毎年９月の認知症の日・認知症月間の機会を捉え、認知症に関する様々な普及啓発の取組を集中的に実施しています。	記載内容を補強する目的で、追記。
54	P171	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （１）認知症の人に関する市民の理解の増進等 コラム　認知症の日・認知症月間	－	大阪市における取組 ・大阪市役所本庁舎正面のライトアップ 認知症月間の取組のひとつとして、大阪市役所本庁舎の正面玄関を、認知症普及啓発のシンボルカラーである「オレンジ色」にライトアップしています。 ・大阪市役所本庁舎１階ホールのパネル展示 １階ホールでは、認知症に関するパネル展示や、2025年に大阪・関西万博でも使用された認知症の歴史をたどるヒストリーウォール（歴史年表）を掲示し、来場された方に、認知症に関する理解を深めていただいています。	記載内容を補強する目的で、追記。
55	P172	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （２）認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 現状と課題	特に、近年では、様々な自然災害の発生も懸念されることから、災害時にも認知症の人が自ら安全に避難でき、自宅や避難先等でも安心して過ごすために、障壁となるものを除去しなければなりません。	特に、近年では、様々な自然災害の発生も懸念されることから、災害時にも認知症の人が自ら安全に避難でき、自宅や避難先等でも安心して過ごすことができるよう、障壁となるものを除去しなければなりません。	文言整理
56	P172	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （２）認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 施策の方向	加えて、災害については、日頃からの備えや避難訓練が重要であることや、発災時には普段の生活と異なる環境となることから、認知症に関する理解増進等を図るとともに、避難所等で認知症の人が安心して過ごすことができる環境づくりに必要な情報等について、関係部局・関係機関等へ向けて広く周知します。	加えて、災害については、日頃からの備えや避難訓練が重要であることや、発災時には普段の生活と異なる環境となることから、関係部局・関係機関等へ向けて、認知症に関する理解増進等を図るとともに、避難所等で認知症の人が安心して過ごすことができる環境づくりに必要な情報等について広く周知します。	文言整理

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
57	P174	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （３）認知症の人の社会参加の機会の確保等 現状と課題	一方で、近年、認知症の人が増えていることを背景として、就労先を含めた居場所等への社会参加に関する相談も増加しています。 認知症の人が社会で孤立することなく、一人一人が個人として生きがいや希望を持ってやりたいこと、できることを実現させながら暮らすことができる社会としていくため、今後も継続的に、交流会等の当事者同士がつながる場や発信する機会等、多様な社会参加の機会の確保に取り組む必要があります。	一方で、近年、認知症の人が増えていることを背景として、就労先を含めた居場所等への社会参加に関する相談も増加しています。 また、認知症の発症や進行に伴い、職場や地域活動等それまで参加していたコミュニティとの関わりが希薄となり、必要な支援や社会参加につながらず、孤立することも懸念されます。 認知症の人が社会で孤立することなく、一人一人が個人として生きがいや希望を持ってやりたいこと、できることを実現させながら暮らすことができる社会としていくため、今後も継続的に、交流会等の当事者同士がつながる場や発信する機会等、多様な社会参加の機会の確保に取り組む必要があります。	保健福祉部会における委員意見を踏まえ修正。 ボランティア活動等に参加していた方が認知症の発症・進行を契機として、社会から孤立等することにより認知症が進行することが課題であるとの認識から、追記。
58	P175	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （３）認知症の人の社会参加の機会の確保等 施策の方向	各区の認知症強化型地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員や認知症地域支援コーディネーターを中心に、より多くの社会参加の機会の確保に向けて、認知症カフェやちーむオレンジサポーター等の活動促進に取り組みます。	各区の認知症強化型地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員や認知症地域支援コーディネーターを中心に、認知症の人やその家族等によるピア活動も含めた、より多くの社会参加の機会の確保に向けて、認知症カフェやちーむオレンジサポーター等の活動促進に取り組みます。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 認知症カフェ等もピア活動に含まれることを踏まえ、追記。
59	P175	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （３）認知症の人の社会参加の機会の確保等 施策の方向	そのほか、認知症の人が孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、本人の交流会やピアサポート活動等、多様な社会参加のあり方を検討していきます。	そのほか、認知症の人が社会で孤立することがないよう、必要な社会的支援につながるとともに、様々な社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、本人や家族の交流会やピアサポート活動等、多様な社会参加のあり方を検討していきます。	文言整理
60	P175	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （３）認知症の人の社会参加の機会の確保等 具体的取組 ・多様な社会参加の機会の確保に向けた取組	●就労を含めた様々な社会参加に関する情報を集約・整理し、各区の認知症強化型地域包括支援センター等の支援機関と共有することで、個々の状況に応じた居場所の確保に取り組みます。	●認知症の人同士が出会うことができるピアサポートの場や、就労を含めた様々な社会参加に関する情報を集約・整理し、各区の認知症強化型地域包括支援センター等の支援機関と共有することで、個々の状況に応じた居場所の確保に取り組みます。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 認知症の人同士がで合うことが出来るピアサポートの場も社会参加の機会の一つであるとの認識から、追記。
61	P177	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （４）認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 現状と課題	また、認知症等により判断能力が十分ではない方や頼れる身寄りがいない高齢者等への支援にあたっては、法的制度の活用も含め、地域の多様な主体が連携して支援体制を確保していくことが重要です。地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要な支援を整理し適切な担い手につなぐとともに、つなぎ先となり得る地域資源の把握・開発を進め、地域で支える支援体制を整備することが求められています。	また、認知症等により判断能力が十分ではない方や頼れる身寄りがいない高齢者等への支援にあたっては、権利擁護施策の適切な活用も含め、地域の多様な主体が連携して支援体制を確保していくことが重要です。地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要な支援を整理し適切な担い手につなぐとともに、つなぎ先となり得る地域資源の把握・開発を進め、地域で支える支援体制を整備することが求められています。	認知症等により判断能力が十分ではない方や頼れる身寄りがいない高齢者等への支援については、法的制度に限らず、様々な権利擁護施策の適切な活用が求められていることを踏まえ、修正

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
62	P177 ～ P178	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （４）認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 施策の方向	また、頼れる身寄りがいない認知症の人からの相談にも適確に対応できるよう、地域包括支援センター等の身近な地域の相談支援機関をはじめ、大阪市成年後見支援センターや消費者センター等の関係機関と引き続き連携を図るとともに、地域の多様な主体や、医療・介護・福祉・住まい等の幅広い関係機関との連携体制の構築を進めます。	また、認知症等により判断能力が十分ではない方や頼れる身寄りがいない認知症の人からの相談にも適確に対応でき、成年後見制度をはじめとした権利擁護施策が適切に活用されるよう、引き続き地域包括支援センター等の身近な地域の相談支援機関をはじめ、大阪市成年後見支援センターや消費者センター等の専門機関との連携強化を図るとともに、地域の多様な主体や、医療・介護・福祉・住まい等の幅広い関係機関との連携体制の構築に取り組みます。	保健福祉部会における委員意見を踏まえ修正。 成年後見制度をはじめとした権利擁護施策の活用が必要であるとの認識から、修正。
63	P180	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （５）保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 施策の方向	また、認知症の人の家族等の負担軽減が図られるよう、地域包括支援センターを中心とした家族等への相談や支援等を行うほか、地域における見守りネットワークの強化や、家族等による介護が困難となった場合の福祉施設での一時的な受け入れ、身元が分からない認知症の人の保護等の取組を実施していきます。	また、認知症の人の家族等の支援にあたっては、家族等が気軽に相談できる相談体制や、家族同士が交流し、支え合える環境があることも大切であることから、地域包括支援センターを中心とした家族等への相談支援や、仕事をしながら介護を行う家族等も参加しやすい家族会等の運営・活動等が行われるよう、環境の整備に取り組みます。 　あわせて、家族等の負担軽減が図られるよう、地域における見守りネットワークの強化や、家族等による介護が困難となった場合の福祉施設での一時的な受け入れ、身元が分からない認知症の人の保護等の取組を実施していきます。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 認知症の人を介護する家族等の支援にあたっては、就労しながら介護する家族等、家族会等への参加が難しい方を含めて検討することが重要であることを踏まえ、追記。
64	P183	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （５）保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 具体的取組	－	要援護高齢者緊急一時保護事業 ●警察等に保護された身元不明の認知症高齢者を特別養護老人ホーム等で一時的に保護し、要援護高齢者の身体面の安全と精神面の安定を確保します。	保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等における具体的取組として記載が必要であるため、追記。
65	P184	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （５）保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 具体的取組	家族等への支援 ●認知症の人を介護する家族等が孤立することなく、お互いに相談や情報交換ができ、支え合える身近な集まりである家族会等の活動がより活発となるよう、必要な後方支援を行います。	家族等への支援 ●認知症の人を介護する家族等が孤立することなく、お互いに相談や情報交換ができ、支え合える身近な集まりである家族会等の活動がより活発となるよう、必要な後方支援を行います。 ●認知症や介護について学べる場や家族会等について、仕事をしながら介護を行う家族等でも参加しやすい環境が整えられるよう、必要な後方支援を行います。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 認知症の人を介護する家族等の支援にあたっては、就労しながら介護する家族等、家族会等への参加が難しい方を含めて検討することが重要であることを踏まえ、追記。
66	P185	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （６）相談体制の整備等 施策の方向	また、専門機関による相談支援体制だけでなく、認知症の人とその家族等を含め、地域住民同士が気軽に話し合い、お互いに相談できる環境づくりも重要であることから、認知症カフェやちーむオレンジサポーター等の活動、本人や家族の交流会やピアサポート活動等がより促進されるよう取り組みます。	また、専門機関による相談支援体制だけでなく、認知症の人とその家族等がお互いに相談できる環境づくりも重要であることから、認知症の人やその家族の交流会や、認知症の人が相談支援を行うピアサポート活動等がより促進されるよう取り組むこととあわせて、それらの情報が認知症の人とその家族等必要とする方のもとに届けられるよう、情報発信を行います。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 ピアサポート活動等が促進されることと並行して、活動等の情報を必要とする方に届けることも大切であることから、追記。

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
67	P187	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （７）研究等の推進等 現状と課題	また、大阪健康長寿医科学センターでは、市立弘済院の機能を継承・発展し、大学としての総合知を活かして、医学部を中心とした多学部・産学官民連携による研究所を設置し、認知症の診断・治療・予防・リハビリ・ケアの先端的な研究が進められます。 　今後、国や研究機関等及び大阪健康長寿医科学センターにおける最新の研究等について、市民がその成果を享受できるよう、施策へ活用し、取組を推進していく必要があります。	また、大阪健康長寿医科学センターでは、市立弘済院の機能を継承・発展し、大学としての総合知を活かして、医学部を中心とした多学部・産学官民連携による研究所を設置し、認知症の診断・治療・予防・リハビリ・ケア等、認知症に係る医療や相談支援、認知症ケアに関する先端的な研究が進められます。 　今後、国や研究機関等及び大阪健康長寿医科学センターにおける最新の研究等について、市民がその成果を享受できるよう施策の推進に活用し、取組を着実に進めていく必要があります。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 大阪長寿における研究の施策への活用と取組の推進について、相談支援等の認知症ケアに関する研究に関することも含まれることを明記するため、追記。 その他文言整理。
68	P188	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （７）研究等の推進等 具体的取組 ・大阪健康長寿医科学センター（認知症ケア教育研究促進センター※）と連携した取組	●認知症ケア教育研究促進センターにおける知見を活用し、認知症ケアに携わる医療・介護従事者等のより効果的な人材育成に取り組みます。また、認知症初期集中支援チーム等の関係機関が行う支援に係る課題の分析や事業実施の効果的なあり方等について検討します。 ※大阪健康長寿医科学センター内の認知症ケアに関する教育研究の促進拠点	●認知症ケア教育研究促進センターにおける知見を活用し、より効果的な認知症ケアに携わる医療・介護従事者等の人材育成に取り組みます。また、認知症初期集中支援チーム等の関係機関が行う相談や支援等の実践を通じて把握された課題の分析や、事業の効果的なあり方等について検討します。 ※大阪健康長寿医科学センター内の認知症ケアに関する教育研究の促進拠点	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 記載内容を補強する目的で文言を整理・追記。
69	P189	第６章　認知症施策の推進 ３　認知症施策の推進に係る具体的な取組 （８）認知症の予防等 現状と課題	大阪市では、これまで認知症施策推進大綱における予防の考え方に基づき、一次予防として、住民主体の通いの場の充実やホームページ等による認知症の予防に関する情報発信、健康増進計画「すこやか大阪21」に基づく生活習慣病の予防、二次予防として、認知症初期集中支援チームによるかかりつけ医等と連携した早期発見・早期対応の取組、三次予防として、医療・介護従事者向け研修の実施によるBPSDへの対応力向上等に取り組んできました。 　また、各区においては、地域の実情に応じて、認知症強化型地域包括支援センターや各区保健福祉センターにおいて、区民を対象とした認知症の予防に資する教室や講座、活動等を実施しています。 　今後は、これまでの取組に加えて、希望する市民が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度認知障がい（以下「MCI」という。）の予防に取り組むことができるよう、また、誰もがなり得る認知症について、市民一人一人が自分ごととして考えられるよう、認知症予防に関する啓発や知識の普及、地域における活動の支援、認知症予防に係る情報の収集と発信、認知症予防に資する取組の実施等に取り組んでいく必要があります。	認知症の予防とは、認知症にならないということではなく、誰もがなり得る認知症について、その発症を遅らせ、進行を緩やかにすることにより、認知症になってからも希望を持ち、その人らしい生活を長く続けられるようにすることです。 　大阪市では、これまで認知症施策推進大綱における予防の考え方に基づき、一次予防として、住民主体の通いの場の充実やホームページ等による認知症の予防に関する情報発信、健康増進計画「すこやか大阪21」に基づく生活習慣病の予防、二次予防として、認知症初期集中支援チームによるかかりつけ医等と連携した早期発見・早期対応の取組、三次予防として、医療・介護従事者向け研修の実施によるBPSDへの対応力向上等、認知症の発症や進行のリスク低減に資すると考えられる取組を推進してきました。 　また、各区においては、地域の実情に応じて、認知症強化型地域包括支援センターや各区保健福祉センターにおいて、区民を対象とした認知症の予防をテーマとした教室や講座、活動等を実施しています。 　今後は、これまでの取組に加えて、希望する市民が科学的知見に基づく適切な認知症及びMCIの予防に取り組むことができるよう、また、誰もがなり得る認知症について、市民一人一人が自分ごととして考えられるよう、認知症予防に関する啓発や知識の普及、地域における活動の支援、認知症予防に係る情報の収集と発信、認知症予防に資する取組の実施等に取り組んでいく必要があります。	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 認知症予防について、認知症にならないこと、という誤解を与えず、発症や進行を遅らせる取組みであり、また、認知症になることは悲しいことや恐ろしいことではないということを伝えるため、追記。 文言整理
70	P192	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 １　介護保険事業に関する進捗状況等 （１）サービス利用者の状況	作成中としていた箇所	大阪市の介護サービス利用者数（図表「サービス利用者数の推移（大阪市）」参照）については、全国（P193図表「サービス利用者数の推移（全国）」参照）に比べて、居宅サービスにおける利用者の割合が高くなっています。また、第１号被保険者に占める利用者数の割合は、全国を上回っています。	最新データに基づき作成。

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
71	P192	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 １　介護保険事業に関する進捗状況等 （１）サービス利用者の状況	大阪市における介護サービス利用者数の推移をみると、施設サービスは減少傾向にありますが、居宅サービスや地域密着型サービスは増加傾向にあります。	大阪市における介護サービス利用者数の推移をみると、第１号被保険者数は減少していますが、サービス利用者数は増加傾向にあり、特に居宅サービスは増加傾向にあります。	文言整理
72	P193	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 １　介護保険事業に関する進捗状況等 （１）サービス利用者の状況 図表　サービス利用者数の推移（全国）	作成中としていた箇所。	3月実績に基づき数値を記載。	各年3月実績に基づき作成。また、文言修正。
73	P193	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 １　介護保険事業に関する進捗状況等 （１）サービス利用者の状況 図表　サービス利用者数、第1号被保険者割合（全国）	作成中としていた箇所。	3月実績に基づき数値を記載。	各年3月実績に基づき作成。また、文言修正。
74	P194	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 １　介護保険事業に関する進捗状況等 （２）保険給付額の推移	作成中としていた箇所	保険給付額の推移をみると、全国（P195図表「保険給付額の推移（全国）」、「保険給付額の推移（全国）」参照）と大阪市（図表「保険給付額の推移（大阪市）」、「保険給付額の推移（大阪市）」参照）ともにすべてのサービスで保険給付額が増加傾向となっています。	最新データに基づき作成。
75	P194	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 １　介護保険事業に関する進捗状況等 （２）保険給付額の推移 図表　保険給付額の推移（大阪市）	※サービス利用月	※サービス利用月 ※数値は、百万円未満を四捨五入しているため、計に一致しない。	文言追加
76	P195	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 １　介護保険事業に関する進捗状況等 （２）保険給付額の推移 図表　保険給付額の推移（全国）	作成中としていた箇所。	3月実績に基づき数値を記載。	各年3月実績に基づき作成。
77	P195	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 １　介護保険事業に関する進捗状況等 （２）保険給付額の推移 図表　保険給付額の推移（全国）	作成中としていた箇所。 ※数値は、千人未満を四捨五入しているため、計に一致しない。	3月実績に基づき数値を記載。 ※数値は、一億円未満を四捨五入しているため、計に一致しない。	各年3月実績に基づき作成。また、文言修正。
78	P196	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 １　介護保険事業に関する進捗状況等 （３）サービス別保険給付の状況	サービス種類別保険給付の構成割合をみると、全国では保険給付額に占める通所介護の割合が一番高くなっているのに比べ、本市はひとり暮らし高齢者が多いということもあり、保険給付額に占める訪問介護が高くなっています。	サービス種類別保険給付の構成割合をみると、居宅サービスにおいて、全国で保険給付額に占める通所介護の割合が一番高くなっているのに比べ、本市はひとり暮らし高齢者が多いということもあり、保険給付額に占める訪問介護が高くなっています。	文言整理

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
79	P198	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 １　介護保険事業に関する進捗状況等 （４）第９期介護保険事業計画の状況	（４）第８期介護保険事業計画の状況 　大阪市の第８期介護保険事業計画における計画値及び実績値については、下表のとおりとなっています。居宅サービスでは計画値を上回り、施設・居住系サービスでは計画値を下回っています。	（４）第９期介護保険事業計画の状況 　大阪市の第９期介護保険事業計画における計画値及び実績値については、下表のとおりとなっています。介護保険給付における比較では、居宅サービスは計画値を上回り、施設・居住系サービスは計画値を下回っています。	文言整理
80	P199	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 １　介護保険事業に関する進捗状況等 （４）第９期介護保険事業計画の状況 （大阪市の特徴－高齢化と給付費の分析）	作成中としていた箇所	■75歳以上人口（後期高齢者）の割合は全国平均よりやや高い。 ■要支援の割合は全国平均より低く、要介護3以上の重度者率は全国平均より高い。 ■施設サービスに関する受給率は全国平均より低い。 ■居宅サービスの給付費割合は全国平均より高い。（大阪府平均並み）	最新データに基づき作成。
81	P199	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 １　介護保険事業に関する進捗状況等 （４）第９期介護保険事業計画の状況 図表　（大阪市の特徴－高齢化と給付費の分析）	作成中としていた箇所	3月実績に基づき数値を記載	最新データに基づき作成。
82	P200	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等	作成中としていた箇所	地域密着型サービスにつきましては、地域での生活を支えるためのもので、基本的には日常生活圏域内に拠点をおいて、サービスを提供するものではありますが、大阪市の場合には、人口が密集しているとともに交通網が発達しており、各事業所のサービス提供エリアは日常生活圏域よりも広域であることから、整備エリアにつきましては、第９期計画と同様に行政区単位を基本として設定しサービス目標量を見込んでいます。 　なお、介護老人福祉施設等の施設サービスや居宅サービスについては、市域全体（市単位）をサービスの提供単位としてサービス目標量を見込んでいます。	最新データに基づき作成。
83	P200	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等 （１）施設等の整備目標数 図表　介護保険施設の整備目標数（年度末定員数）	作成中としていた箇所	最新データに基づき数値を記載	最新データに基づき作成。
84	P200	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等 （１）施設等の整備目標数 図表　居住系サービスの整備目標数（年度末定員数）	作成中としていた箇所	最新データに基づき数値を記載	最新データに基づき作成。
85	P201	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等 （１）施設等の整備目標数 図表　地域密着型サービスの必要利用定員総数（整備目標数）	作成中としていた箇所	最新データに基づき数値を記載	最新データに基づき作成。

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
86	P202	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等 （２）介護保険給付サービス等目標量	作成中としていた箇所	介護給付サービス量については、要介護（要支援）認定者数の伸びやこれまでの給付実績等を踏まえ設定しています。	最新データに基づき作成。
87	P202	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等 （２）介護保険給付サービス等目標量 ①居宅サービス 図表　居宅サービスの目標量	作成中としていた箇所	最新データに基づき数値を記載	最新データに基づき作成。
88	P203	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等 （２）介護保険給付サービス等目標量 ②施設サービス 図表　施設サービスの目標量	作成中としていた箇所	最新データに基づき数値を記載	最新データに基づき作成。
89	P203	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等 （２）介護保険給付サービス等目標量 ③地域密着型サービス	作成中としていた箇所	地域密着型サービス（介護予防含む）の目標量については、日常生活圏域ごとに定めることになっていますが、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）については、サービス目標量が少ないことから、市域全体を５ブロックに分けて設定しています。（図表「地域密着型サービスの目標量」参照）	最新データに基づき作成。
90	P203	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等 （２）介護保険給付サービス等目標量 ③地域密着型サービス 図表　地域密着型サービスの目標量	作成中としていた箇所	最新データに基づき数値を記載	最新データに基づき作成。
91	P203	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等 （２）介護保険給付サービス等目標量 ③地域密着型サービス 下部	－	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の定員数および登録戸数 実績値及び推計値を参考として掲載	国の指針より、サービス目標量を見込む際には有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅について勘案するよう記載があるため、（２）介護保険給付サービス等目標量の章に参考の形で掲載。
92	P204 ～ P208	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等 （２）介護保険給付サービス等目標量 ②地域密着型サービス 図表　地域密着型サービスの整備エリアごとのサービス量	作成中としていた箇所	最新データに基づき数値を記載	最新データに基づき作成。

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
93	P209	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等 （２）介護保険給付サービス等目標量 ④介護予防・日常生活支援総合事業 ・介護予防・生活支援サービス事業	作成中としていた箇所	2027（令和9）年度以降の介護予防・生活支援サービス事業のうち、介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービス、介護予防型通所サービス、短時間型通所サービス、選択型通所サービスについては、給付実績に基づき目標量を見込んでいます。住民の助け合いによる生活支援活動事業、サポート型訪問サービスについては、給付実績及び今後の事業展開の見込みに基づき目標量を設定しております。	最新データに基づき作成。
94	P209	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等 （２）介護保険給付サービス等目標量 ②介護予防・日常生活支援総合事業 図表　介護予防・日常生活支援総合事業の目標量	作成中としていた箇所	最新データに基づき数値を記載	最新データに基づき作成。
95	P209	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等 （２）介護保険給付サービス等目標量 ④介護予防・日常生活支援総合事業 ・介護予防ポイント事業	高齢者が社会参加を通じて自身の介護予防を図ることを積極的に支援するため、2015（平成27年）10月から本事業を開始しておりますが、新型コロナウイルス感染症の流行が続くなかで、施設等の活動受け入れ休止により活動者が減少する等の影響もありました。目標量については、活動実績及び今後の事業展開の見込みに基づき設定しております。	高齢者が社会参加を通じて自身の介護予防を図ることを積極的に支援するため、2015（平成27年）10月から本事業を開始しており、目標量については、活動実績及び今後の事業展開の見込みに基づき設定しております。	文言整理
96	P210	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等 （２）介護保険給付サービス等目標量 ⑤包括的支援事業 ・地域包括支援センターの運営	（R9年度現在：68か所）	（R9年4月時点：68か所）	文言修正
97	P211	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ２　施設等の整備目標数・サービス目標量等 （２）介護保険給付サービス等目標量 ⑤包括的支援事業 ・認知症総合支援事業 （オレンジサポーター地域活動促進事業）	各区の認知症強化型地域包括支援センターに認知症地域支援コーディネーターを配置し、認知症の人やその家族を中心に、地域住民などが共に支え合う取組を行うちーむオレンジサポーターの立上げや活動の支援を行うほか、認知症の人にやさしい取組を行う企業や団体等をオレンジパートナーとして登録・公表することを通じて、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりに取り組みます。	各区の認知症強化型地域包括支援センターに認知症地域支援コーディネーターを配置し、認知症の人やその家族を中心に、地域住民などが共に支え合う取組を行う「ちーむオレンジサポーター」の立上げや活動の支援を行うほか、認知症の人にやさしい取組を行う企業や団体等をオレンジパートナーとして登録・公表することを通じて、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりに取り組みます。	文言整理
98	P214	第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 ３　自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 （１）高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止等に資する取組の推進 ＜生活支援体制の基盤整備の推進＞ 〇住民主体の通いの場の充実	※人数目安は、令和７年高齢者人口数での試算です。	※参加者の割合は、厚生労働省の算定方法に基づく会場別の実参加者数の合計。 ※人数目安は、令和７年高齢者人口数での試算	認知症施策部会における委員意見を踏まえ修正。 注釈として、「※参加者の割合は、厚生労働省の算定方法に基づく会場別の実参加者数の合計。」を追記。 また、文言整理。

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
99	P219	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等	作成中としていた箇所	第10期介護保険事業計画では、高齢者人口や介護サービスに対するニーズを中長期的に見据えた取組を推進していきます。 介護保険給付に係る費用の見込みについては、介護保険制度の改正等を踏まえ、2027(令和9)年度から2029(令和11)年度、2040(令和22)年度の65歳以上の高齢者人口（第１号被保険者数）、要介護（要支援）認定者数を推計したうえで、2027(令和9)年度から2029(令和11)年度、2040(令和22)年度における施設サービスなどの利用者数の目標値を設定し、これらの推計値（目標値）と過去の介護保険給付実績等をもとに、2027(令和9)年度から2029(令和11)年度の各居宅・居住系サービス等の給付見込みを年度ごとに推計して算出しました。	最新データに基づき作成。
100	P219	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等 1　介護保険給付に係る費用算定の流れ 図表	①　２０２７～２０２９（令和9～11）年度及び、中長期的な視点で高齢者人口(第１号被保険者)を推計 ⑥２０２７～２０２９(令和９～11)年度及び、中長期的な視点で介護保険給付にかかる費用を推計	①２０２７～２０２９（令和9～11）年度及び、２０４０年を含む中長期的な視点で高齢者人口(第１号被保険者)を推計 ⑥２０２７～２０２９(令和９～11)年度及び、２０４０年を含む中長期的な視点で介護保険給付にかかる費用を推計	国の指針に基づき文言を追加。
101	P220	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等 2　高齢者人口（第１号被保険者数）の推計	大阪市においては、総人口が減少する一方で、65歳以上の人口は横ばい及び増加となることから、今後も高齢化が進展することが見込まれています。 大阪市の第10期介護保険事業計画の策定においては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」を、厚生労働省が示す方法により補正を行い、2027（令和9）年～2029（令和11）年に加え、2030（令和12）年、2040（令和22）年、2050（令和32）年の人口推計を行うこととしました。 その結果、大阪市における高齢者人口（65歳以上人口）は、2029年（令和11）年度には、前期高齢者（65歳以上75歳未満の高齢者）が27万9千人、後期高齢者（75歳以上の高齢者）39万7千人、合計では67万5千人と推計し、高齢化率は、24.5%と推計しました。また、2030（令和12）年度には、25.8%、2040（令和22）年度には高齢化率は、28.9%になると推計しました。2050（令和32）年度には、34.4%となります。	大阪市においては、65歳以上の人口は横ばい及び増加となることから、今後も高齢化が進展することが見込まれています。 大阪市の第10期介護保険事業計画の策定においては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」を、厚生労働省が示す方法により補正を行い、2027（令和9）年～2029（令和11）年に加え、2040（令和22）年の人口推計を行うこととしました。 その結果、大阪市における高齢者人口（65歳以上人口）は、2029年（令和11）年度には、前期高齢者（65歳以上75歳未満の高齢者）が27万1千人、後期高齢者（75歳以上の高齢者）39万9千人、合計では67万人と推計し、高齢化率は、24.4%と推計しました。また、2040（令和22）年度には高齢化率は、28.7%になると推計しました。	時点更新及び文言修正
102	P222	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等 3　要介護（要支援）認定者数の推計	大阪市の認定率は、介護保険制度の開始以来伸び続けており、高齢化の進展に伴い、今後もひとり暮しの高齢者人口の伸び等が見込まれることから、引き続き第10期計画期間中も要介護（要支援）認定者数の上昇が想定されます。 第10期計画における要介護（要支援）認定者数を適切に反映させるため、直近１年間における認定者数の伸び率をもとに、2026（令和８）年度までの認定者数の推計を行い、2027（令和９）年度からは、認定率の高い後期高齢者の増加による認定者数の増加を考慮し推計しました。 その結果、2029（令和11）年度の認定者数は208,517人、認定率は30.9%となります。 一方、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年度には認定者数は218,213人、認定率は29.0%といったん低下します。 （図表「要介護（要支援）認定者数の推計」、P228図表「要介護（要支援）認定率の推移」、「要介護（要支援）認定者数の推移」参照）	大阪市の認定率は、介護保険制度の開始以来伸び続けており、高齢化の進展に伴い、今後もひとり暮しの高齢者人口の伸び等が見込まれることから、引き続き第10期計画期間中も要介護（要支援）認定者数の上昇が想定されます。 第10期計画における要介護（要支援）認定者数を適切に反映させるため、直近１年間における認定者数の伸び率をもとに、2026（令和８）年度までの認定者数の推計を行い、2027（令和９）年度からは、認定率の高い後期高齢者の増加による認定者数の増加を考慮し推計しました。 その結果、2029（令和11）年度の認定者数は207,817人、認定率は31.0%となります。 一方、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年度には認定者数は217,760人となりますが、認定率は29.0%といったん低下します。 （図表「要介護（要支援）認定者数の推計」、P223図表「要介護（要支援）認定率の推移」、「要介護（要支援）認定者数の推移」参照）	最新データに基づき作成。

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
103	P222	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等 ３　要介護（要支援）認定者数の推計 図表　要介護（要支援）認定者数の推計	図表　要介護（要支援）認定者数の推計	図表　要介護（要支援）認定者数の推計 9月時点修正	最新データに基づき図表を更新。
104	P224	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等 ４　施設・居住系サービス利用者数の推計	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所については、2015(平成27)年度から機能の重点化が図られ、新たに入所される方は原則要介護３以上となりましたが、要介護１又は２の方であっても、単身の方など、やむを得ない事情により在宅での生活が困難な場合は、特例入所が認められています。 これまでは利用ニーズを踏まえて、さまざまな施設・居住系サービスの充実を図り、総合的に高齢者ひとりひとりのニーズに合ったサービスが提供できるよう検討して、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね１年以内に入所が可能となるよう特別養護老人ホームの整備に取り組んできました。 第９期計画においても、引き続き入所の必要性・緊急性の高い入所申込者が概ね１年以内に入所出来る状態が維持できるよう、老朽化が進んでいる施設の修繕・改修について必要な支援を行います。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所については、2015(平成27)年度から機能の重点化が図られ、新たに入所される方は原則要介護３以上となりましたが、要介護１又は２の方であっても、単身の方など、やむを得ない事情により在宅での生活が困難な場合は、特例入所が認められています。 これまでは利用ニーズを踏まえて、さまざまな施設・居住系サービスの充実を図り、総合的に高齢者ひとりひとりのニーズに合ったサービスが提供できるよう検討して、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね１年以内に入所が可能となるよう特別養護老人ホームの整備に取り組んできました。 第10期計画においても、引き続き入所の必要性・緊急性の高い入所申込者が概ね１年以内に入所出来る状態が維持できるよう、老朽化が進んでいる施設の修繕・改修について必要な支援を行います。	文言整理
105	P225	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等 ４　施設・居住系サービス利用者数の推計 図表　施設・居住系サービス利用者数の推計	作成中としていた箇所 ※１地域密着型サービスを含む ※２介護予防サービスを含む。	最新データに基づき数値を記載 ※１地域密着型サービスを含む ※２介護予防サービスを含む。 ※2024(令和6)年度・2025(令和7)年度・2026(令和8)年度は９月末実績、サービス利用者数は年度平均値。	最新データに基づき作成。また、文言追加。
106	P226	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等 ５　在宅サービスの受給対象者数の推計	作成中としていた箇所	在宅サービス大阪市の第9期介護保険事業計画の受給対象者数は、要介護（要支援）認定者数から、要介護度ごとに施設・居住系サービス（介護保険3施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護の利用者数を減じ、各年度の受給対象者数を推計しました。（図表「在宅サービスの受給対象者数の推計」参照）	最新データに基づき作成。
107	P226	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等 ５　在宅サービスの受給対象者数の推計 図表　在宅サービスの受給対象者数の推計	作成中としていた箇所	最新データに基づき数値を記載	最新データに基づき作成。
108	P227	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等 ６　サービス給付見込みの推計	作成中としていた箇所	施設・居住系サービスを除く居宅（介護予防）サービス及び地域密着型（介護予防）サービスの各サービスごとの給付見込みについては、前年度の平均実績に基づき各サービス別利用率及び１人あたり利用回数等を介護度別に算出し、各サービスの必要量を推計しました。施設・居住系サービス（「４ 施設・居住系サービス利用者数の推計」参照）を含めて、各サービスごとの給付見込みは次のとおりです。	最新データに基づき作成。

No.	頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
109	P227	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等 ６　サービス給付見込みの推計 （1）居宅サービスの給付見込み 図表　居宅サービスの給付見込み	作成中としていた箇所	最新データに基づき数値を記載	最新データに基づき作成。
110	P228	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等 ６　サービス給付見込みの推計 （2）施設サービスの給付見込み 図表　施設サービスの給付見込み	作成中としていた箇所	最新データに基づき数値を記載	最新データに基づき作成。
111	P229	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等 ６　サービス給付見込みの推計 （3）地域密着型サービスの給付見込み 図表　地域密着型サービスの給付見込み	作成中としていた箇所	最新データに基づき数値を記載	最新データに基づき作成。
112	P230	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等 ７　介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み （1）介護保険給付及び地域支援事業に係る費用（利用者負担分を除く）の見込み	作成中としていた箇所	第10期介護保険事業計画期間における各サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険給付にかかる費用を算定し、その他費用として、高額介護（介護予防）サービス費、審査支払費、特定入所者介護（介護予防）サービス費等を算定しました。 なお、地域支援事業にかかる費用については、2017(平成29)年度以降、総合事業と包括的支援事業・任意事業それぞれに上限額が設定されています。 また、第10期介護保険事業計画期間より、介護用品支給事業について、介護が必要な高齢者等を介護する家族への支援を安定的に継続するため、地域支援事業から保健福祉事業に移行します。 第10期介護保険事業計画では、過去の実績や高齢者数の伸び等を考慮の上、各年度の地域支援事業及び保健福祉事業にかかる費用を見込んでおります。（図表「介護保険給付・地域支援事業・保健福祉事業に係る費用の見込み」、「介護保険給付・地域支援事業・保健福祉事業に係る費用の推移」参照）	最新データに基づき作成。
113	P230	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等 ７　介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み （1）介護保険給付及び地域支援事業に係る費用（利用者負担分を除く）の見込み 図表　介護保険給付・地域支援事業・保健福祉事業に係る費用の見込み	作成中としていた箇所	最新データに基づき数値を記載	最新データに基づき作成。
114	P231	第8章　介護保険給付にかかる費用の見込み等 ７　介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み （1）介護保険給付及び地域支援事業に係る費用（利用者負担分を除く）の見込み 図表　介護保険給付・地域支援事業・保健福祉事業に係る費用の推移	作成中としていた箇所	最新データに基づき数値を記載	最新データに基づき作成。
115	ー	全体	ー	ページ数の更新	ー